

[理事会承認事項] 平成25年度事業報告

平成 25 年 度 事 業 報 告

自 平成 2 5 年 4 月 1 日

至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

1、概 況

平成 2 5 年度は、公益社団法人移行 2 期目であり、公益法人新制度の適正な運営に的確に対応できるよう、さらなる事業活動内容の見直しや諸規定の整備改善等の取り組みを進めた。

事業活動は、法人会活動の原点である「税」に関する活動を中心に、税知識の普及や建設的な税制改正の提言、地域社会における幅広い貢献活動、会員の自己啓発を図るための研修活動の充実などに積極的に取り組んだ。

税を巡る諸環境の整備改善事業については、「税法・税務」を中心に研修会を多く開催し、研修会の公益性をより高めるため全法人対象となるよう努めた。さらに、一般市民を対象を広げた講演会の開催時に税に関して分かりやすい冊子を配布するとともに、税の情報を広く地域住民に発信するため広報誌「ほうじん新津」及び全法連機関紙「ほうじん」の普及拡大に努めた。その他「e — T a x 」普及推進のための広報、青年部会・女性部会を中心に小中学校での「租税教室」の開催、「絵ハガキコンクール」の実施等、幅広く税の広報活動に努めた。

また、**税制改正の提言事業は**、「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めた。

地域社会・地域経済の整備改善事業については、地域経済の発展につながる研修会及び地域の活性化に役立つ講演会を開催し一般の方々のより多い参加に努めた。

また、**福祉問題、環境問題改善事業としては**、諸会議並びに講演会・研修会で各家庭で不要になった古タオル等を回収し地域の病院や福祉施設に寄贈した。

会組織の充実、各地法人会との連携については、ホームページによる情報提供等によって会組織充実を図る一方、組織基盤強化のため、法人会イメージキャラクターポスター（杉山愛）による PR や全国的な「会員増強月間」に積極的に取り組んだ。

会員支援のため親睦・交流に関する事業については、会員企業の健全経営、発展向上に資するための福利厚生事業や会員支援事業に取り組み、管理関係については、新公益法人制度に対応した諸規程の整備や諸会議及び法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めた。

税の啓発活動は税制関連研修・講話等の充実を図るとともに、有益な資料を作成し、会員や一般に対し配布するとともに小中学校生徒に対する租税教育等を実施した。

税制改正提言活動は、今後の望ましい税制のあり方を基本テーマに設定し、会員の意見を集約し、税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開した。

経営支援活動は、法人会の根幹事業である税法・税務関係研修の強化に配意し、経営の支援をするために事業を展開した。

社会貢献活動は、地域社会との「共生」を目指し講演会・研修会等の開催の都度、古タオル・古切手・古テレカの収集を行い社会福祉等の施設へ寄贈した。

研修会活動の充実は、税法・税務を中心に研修会の開催と参加人員の増大を図るとともに研修教材の充実を図った。

広報活動の充実は、法人会のイメージアップ・知名度向上や会員増強を図るため、イメージキャラクターによるポスター・テレビ CF による PR のほか、ホームページによる情報提供等によって充実を図る一方、会報「ほうじん新津」及び全法連機関誌「ほう

じん」を配布した。

共益関係については、会員企業の健全化並びに発展向上に資するため福利厚生事業や会員支援事業、会員増強運動及び青年・女性部会の充実等、各種の会員の企業価値を高める事業に取り組んだ。

管理関係については、公益法人制度改革に伴い諸規程の整備検討を行うとともに諸会議及び事務局運営体制の確立について管理運営の改善に努めた。

2、公益関係

(1)、税の啓発活動

(1)平成25年度の税制・税務に関する研修会の実施状況

平成25年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	実施回数	講師名
「復興特別支援税について」 (25・7・6 女性部)	40名	1回	杉本孝子(税理士)
「緊急・消費税増税対策セミナー」 (25・9・6 新津)	31名	1回	海生裕明(公認会計士)
「消費税増税対策セミナー・消費税増税と企業防衛策」 (25・9・19 新津)	12名	1回	河合正尚(中小企業診断士)
「署長の税務行政よもやま話」 (25・10・22 女性部)	15名	1回	佐藤和彦(税務署長)
「消費税増税対策セミナー・事例から学ぶ!消費税転嫁対策」 (25・12・11 新津)	9名	1回	田中聡子(中小企業診断士)
「分かり易い税セミナー」 (25・12・12 女性部・青年部)	34名	1回	黒井陽子(税務署上席官)
「消費税増税対策セミナー・売れる商品陳列で消費税率引き上げを乗り切る」 (26・1・20 新津)	15名	1回	田中聡子(中小企業診断士)
「確定申告実務のポイント」 (26・1・28 新津)	20名	1回	近藤 信(税理士)
「消費税増税対策セミナー・最新ITツールを活用して潜在顧客を掘り起こす!」 (26・2・6 新津)	11名	1回	横田秀珠(イーンスパイア代表)
「分かり易い税金クイズ」 (26・3・8 女性部)	37名	1回	鈴木真由美(女性部長)

(2)租税教育活動

①新公益法人制度を踏まえ青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」のより積極的な展開を図るため税務署並びに税務協力団体の協力を得て、日本の未来を担う管内小中学児童に税の大切さを理解できるよう租税教室を開催した。

<学校名>	<開催日>	<児童数>	<担当講師>
1、新潟市立小合小学校	25・9・9(月)	12	税務署
2、新潟市立満日小学校	25・11・12(火)	8	県税
3、新潟市立新津第三小学校	25・11・12(火)	111	新潟市
4、阿賀町立三川小学校	25・11・29(金)	20	税務署
5、新潟市立新関小学校	25・12・3(火)	14	税務署
6、五泉市立大蒲原小学校	25・12・3(火)	16	税理士会
7、新潟市立小須戸小学校	25・12・4(水)	48	新潟市
8、五泉市立愛宕小学校	25・12・4(水)	42	五泉市
9、新潟市立金津小学校	25・12・5(木)	62	県税

10、五泉市立巢本小学校	25・12・5(木)	23	五泉市
11、五泉市立橋田小学校	25・12・5(木)	28	税理士会
12、五泉市立五泉小学校	25・12・6(金)	103	五泉市
13、阿賀町立鹿瀬小学校	25・12・9(月)	19	阿賀町
14、新潟市立小合東小学校	25・12・10(火)	17	税理士会
15、新潟市立矢代田小学校	25・12・10(火)	38	新潟市
16、五泉市立十全小学校	25・12・11(水)	13	五泉市
17、五泉市立五泉東小学校	25・12・12(木)	50	税理士会
18、新潟市立結小学校	25・12・16(月)	113	新潟市
19、新潟市立新津第一小学校	25・16・16(月)	86	県税
20、阿賀町立津川小学校	25・12・16(月)	35	阿賀町
21、新潟市立新津第二小学校	25・12・17(火)	89	税理士会
22、阿賀町立三郷小学校	25・12・17(火)	18	阿賀町
23、新潟市立荻川小学校	25・12・18(水)	87	新潟市
24、五泉市立村松小学校	26・1・10(金)	68	五泉市
25、五泉市立川東小学校	26・1・28(火)	52	税務署
26、新潟市立阿賀小学校	26・1・30(木)	44	税務署
27、五泉市立五泉南小学校	26・2・4(火)	97	県税
28、五泉市立愛宕中学校	25・7・5(金)	240	税務署
29、新潟市立新津第一中学校	25・7・12(金)	195	税理士会
30、新潟市立新津第二中学校	25・11・1(金)	158	税理士会
31、五泉市立五泉中学校	25・11・19(火)	137	税務署
32、五泉市立川東中学校	25・11・21(木)	52	税理士会
33、阿賀町立阿賀津川中学校	25・11・29(金)	53	税理士会
34、新潟薬科大学	25・4・8(月)	154	税務署

◎対象学校数	小学校	27校	児童数	1,313人
	中学校	6校	生徒数	835人
	大学校	1校	学生数	154人
	計	34校		2,302人

- ◎贈呈記念品
- ・マンガ「税について考えよう！クイズだぜい！」
 - ・マンガ「おじいさんの赤いつぼ」
 - ・クリアファイル（法人会マーク入り）
 - ・フリクションペン（法人会マーク入り）

②「税の絵はがきコンクール」

◎対象学校数	小学校	27校	児童数	1,313人
	応募校数	8校	応募児童数	127人

③新潟薬科大学 租税教育用教材の贈呈

日時 平成26年3月19日(水)

教材 マンガ「おじいさんの赤いつぼ」 180冊

(3)税の広報活動

- ①会報「ほうじん新津」を年2回編集発行の配布
- ②全法連「ほうじん」年4回(季刊発行)の配布
- ③「地方紙」に税に関する講習会・研修会の開催を周知すべく記事掲載をした。
- ④「e-Tax」の利用促進を図るためパンフレットを配布した。
- ⑤ホームページに掲載した。

(4)税の広報活動(標語入り花の種子)

確定申告のPR、納税期限の案内、税を考える週間、税に関する相談案内等(税の標語入り花の種子)を各支部の環境美化運動を兼ねて、女性部主体に各支部の諸行事に併せ、配布活動を実施した。

	配布数	実施日	行 事
新津 支部	800袋	25・11・18	年末調整説明会・その他
五泉 支部	400袋	25・10・5～6	産業フェア
村松 支部	280袋	25・10・23	露店市場
小須戸支部	260袋	25・10・26～27	産業祭
東蒲 支部	260袋	26・1・12	歳の神祭り
計	2,000袋		

(5)研修用テキストの作成・配布

- ・「若手OLがいきなり会社の経理をまかされる」
- ・「事業承継税制が使いやすくなります」
- ・「税制改正のあらまし」(平成25年度)
- ・「納税証明はe-Taxでの交付請求が便利です」
- ・「おうちで作成、ネットで申告 e-Tax」
- ・「主要税法取扱便覧」(平成25年度)
- ・「簡単・便利な、国税ダイレクト方式電子納税」
- ・「ここがポイント!法人税の損金処理」
- ・「いちごプロジェクト」ピーク時間の使用電力削減をめざします!
- ・「復興特別法人税・復興特別法人税のあらまし」(第1章・第2章)
- ・「復興特別所得税の計算のしかた」
- ・「消費税率引き上げの経過措置と転嫁対策 Q & A」
- ・「従業員の個人住民税は特別徴収して納めましょう」
- ・「会社役員のための確定申告・実務ポイント」(平成25年度)
- ・「いちごプロジェクト」“冬の節電活動”(無理なく・無駄なく・快適に)
- ・「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」を作成してください」
- ・「消費税のしくみ」(暮らしの税情報・平成25年度版)
- ・「e-Tax ご利用案内」(国税電子申告・納税システム)
- ・「消費税法改正等のお知らせ」
- ・「数字に強い幹部を育てる成功のツボ」
- ・「これは使える、企業減税の早わかりガイド」(平成25年度大改正)
- ・「税制改正のあらまし」(平成26年度・速報版)
- ・「領収書等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました」
- ・「ここがポイント法人税の損金処理」
- ・「消費税率アップ前の準備ガイド」

(2)、税制提言活動

(1)税制改正に関する提言の内容

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせ全法連へ提出いたしました。

- ・新潟県法人会連合会が取りまとめた要望事項は、以下のとおり

平成 26 年度税制改正要望事項

総 論

第一 経済活性化への積極的取り組み

長期間続いた円高や国際的にみて高止まっている法人税負担などから、依然国内では産業の空洞化状態が続いている。特に地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされており、様々な形で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の 70%強が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家財政の再建には、景気回復による税収の増加が最も重要である。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。

第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成 25 年度予算によれば、本年度の国債発行 42 兆円、歳入総額に占める公債金収入 46%となった。世界的規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成 25 年度末の国民の借金(国と地方の長期債務残高)は、977 兆円に達し、試算によっては総額 1,000 兆円となるとされている。これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

新潟県連として次のとおり要求する。

- 1 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正審査制度の導入
- 2 議員数の削減及び報酬の見直し
- 3 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- 4 公共を積極的に民間に移行
- 5 市町村合併の効果（経費節減）を早めに出すよう取り組む。
- 6 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた。特別会計の抜本的改革が必要である。
- 7 遅れている国の情報公開制度を実効性のある制度として確立すること。
- 8 予算の執行状況について、流用など不適正な使われ方がなされぬようチ

エックを怠らぬこと。

第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担するという考えで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

産業の空洞化を防止する観点から、法人実効税率引下げは必要と考えるが、一方で課税ベースの拡大により税負担の軽減効果が減殺されることのないよう慎重な検討を求めたい。

個人所得については、累進課税区分の見直しなどが行われたが、不公平が生じないように配慮すべきである。

第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率低下の理由として将来に対する不安があげられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度についての将来不安があるものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に対応すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

第五 東日本大震災の復興予算について

東日本大震災の政府推計被害額は最大で 25 兆円にのぼり、その復興に必要な予算措置は当面復興財源確保法の成立で、集中復興期間 5 年間で 19 兆円が措置された。

内容は、歳出削減および税外収入と税制措置等により償還財源を担保した復興債の発行である。これに伴い償還財源としての復興税が制定された。法人税と所得税に時限的に復興特別法人税 3 年間、復興特別所得税 25 年間の付加税を課すこととなった。

その他全国の地方公共団体においても地方税について復旧復興のために

自ら復興財源の確保をしている。

今後も引き続き復興財源が問題視されると予想されるが、法人会としては、極力各省庁の無駄を省き、また知恵を出しあって税外収入の確保に努め、更なる増税に頼らないよう要望する。

また、最近問題視された災害復興の拡大解釈で予算が復興以外に流用、費消されることのないよう財政規律の確立を要望する。

(基 本 事 項)

制度の改正要望事項

第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

1 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ

昭和 56 年以来、中小企業の軽減税率適用課税所得は 800 万円以下に据え置かれているが適用所得額を少なくとも 1,500 万円程度に引き上げることを要望する。

2 中小企業の交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから、平成 25 年度税制改正では交際費課税の特例が一部見直されたが、更に進んで全額損金扱いにするよう要望する。

3 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平な税負担になるよう税率構造の更なる見直しを要望する。

1 税率構造の更なる是正

平成18年度改正で税率構造が4区分から6区分となったが、近年平均的所得水準が下落し、全体的に下方シフトしているため、高額所得者層との格差が拡大している、これ等も考慮した税率構造改善が必要である。

2 諸控除等の見直し

(1) 各種控除制度の更なる見直しをし、簡素化すること。

(2) それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

第三 消費税制について

消費税率引き上げについては、平成26年4月1日8%、平成27年10月1日10%とすでに引き上げが決定している。危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えると引き上げはやむを得ないが、引き上げの前に徹底した行財政改革を実施し歳出入の見直しを行うこと。更には、実施の時期については景気への配慮が必要である。また、消費税の持つ逆進性からみて低所得者対策を充分検討し、実施までに国民の理解を得られるよう努めること。配分については、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分制度の確立を要望する。

第四 相続税制について

事業承継税制については、適用要件の緩和、負担の軽減、手続きの簡素化など、制度の使い勝手を高める見直しは行われたが、従来からの要望事項である非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充について、引き続き要望する。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

(1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。

(2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で

評価するよう改めること。

- (3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようになること。

2 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の使途やCO₂削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO₂を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関IPCCの地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たっては適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

(個 別 事 項)

第一 法人税関係

1 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

2 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

3 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とする。

第二 所得税関係

1 土地譲渡所得の損益通算の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

第三 相続関係

1 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承に資することになる。

第四 間接税関係

1 印紙税の改正

(1) 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円未満とする。

(2) 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以上

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成26年度税制改正では、平成25年10月1日に閣議決定した投資減税措置や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、交際費課税の見直し等の減税措置が盛り込まれました。また、税制抜本改革を着実に実施するため、高所得者に対する給与所得控除の見直し、地方法人課税の偏在是正、車体課税の見直し等、所要の措置が講じられました。

法人会では、昨年9月に「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、設備投資減税、交際費課税など法人会の要望事項の一部が改正に盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率

法人会提言 (法人実効税率20%台の実現)	改正の概要
・わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。	経済の好循環を早期に実現する観点から、復興特別法人税が1年間前倒しで終了します。この結果、法人実効税率が35.6%に引き下がりました。

2. 交際費課税

法人会提言 (交際費課税の見直し)	改正の概要
・交際費課税の特例の適用期限延長 ・資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。	(1) 交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する措置が創設されました。 (2) 中小法人に係る損金算入の特例について、適用期限が2年延長されます。また、中小法人は上記(1)との選択適用が可能となりました。

3. 中小企業対策

<p style="text-align: center;">法人会提言 (中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等)</p>	<p style="text-align: center;">改正の概要</p>
<p>◆中小企業投資促進税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資促進税制の本則化 ・ 特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ ・ 対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める ・ 税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ <p>◆少額減価償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化 	<p>(1) 適用期限が3年延長(平成29年3月31日まで)されました。</p> <p>(2) 対象となる特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却割合や税額控除割合の拡充措置等が次の通り講じられます。</p> <p>①税額控除(7%・資本金3千万円以下の中小企業者等は10%)又は即時償却(現行 特別償却 30%)の選択適用</p> <p>②税額控除制度の適用は、資本金1億円以下(現行3千万円以下)の中小企業者等にまで拡大</p> <p>(1) 適用期限が2年延長されました。</p>

[復興支援のための税制上の措置]

<p style="text-align: center;">法人会提言 (震災復興)</p>	<p style="text-align: center;">改正の概要</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。 	<p>(1) 東日本大震災に係る津波被災区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等の適用期限が1年延長されました。</p> <p>(2) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却ができる措置の適用期限が2年延長されました。</p>

(3)経営支援事業

(1)平成25年度の経営支援に関する研修会の実施状況

平成25年度の研修会開催状況は次のとおりである。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	実施回数	講師名
「新人・若手社員研修講座」 (25・4・12)	35名	1回	瀬賀孝子(㈱WIT 社員教育コンサルタント)
「成功する企業経営のポイントとは？」 (25・5・21)	34名	1回	佐々木勉(新潟経済社会リサーチ主任研究員)
「安倍政権とこれからの日本」 (25・5・28)	74名	1回	長谷川幸洋(東京新聞・中日新聞論説副主幹)
「女性脳！男性脳！違いが分かれば経営が変わる」 (25・6・13)	35名	1回	西田陽子(ターニングポイント㈱代表取締役)
「メンタルヘルス対策セミナー」 (25・7・4)	32名	1回	赤沢将(社会保険労務士・精神保健福祉士)
「分かり易い税セミナー・復興特別支援税について」 (25・7・6)	40名	1回	杉本孝子(税理士)
「税務署長の新津支部役員税制講話」 (25・8・9)	15名	1回	佐藤和彦(新津税務署長)
「緊急！消費税増税対策セミナー」 (25・9・6)	31名	1回	海生裕明(公認会計士)
「消費税増税と企業防衛策」 (25・9・19)	12名	1回	河合正尚(中小企業診断士)
「税務行政よもやま話」 (25・10・22)	15名	1回	佐藤和彦(新津税務署長)
「第二次安倍政権の行方」 (25・11・11)	65名	1回	加藤清隆(時事通信社・特別解説委員)
「事例から学ぶ！消費税転嫁対策」 (25・12・11)	9名	1回	田中聡子(中小企業診断士)
「分かり易い税セミナー・消費税のしくみ」 (25・12・12)	34名	1回	黒井陽子(新津税務署法人課税部門上席官)
「売れる商品陳列で消費税率引き上げを乗り切る」 (26・1・20)	16名	1回	田中聡子(中小企業診断士)
「確定申告実務のポイント」 (26・1・28)	20名	1回	近藤信(税理士)
「最新ITツールを活用して潜在顧客を掘り起こす」 (26・2・6)	11名	1回	横田秀珠(イーンスパイア㈱代表取締役)
「IT活用セミナー・ソーシャルメディアの有効活用法」 (26・2・26)	21名	1回	山田進一(㈱オリファイ代表取締役)
「最新労働問題とメンタルヘルス対策セミナー」 (26・3・7)	24名	1回	李怜香(社会保険労務士)
「後悔しない治療を受けるための伝え上手な患者になる」 (26・3・6)	17名	1回	平松類(医学博士)

(2) 研修用教材の作成・配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、平成25年度においても各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布した。

◎作成・配布したテキスト等

- ・「税制改正のあらまし」(平成25年度版)
- ・「若手OLがいきなり会社の経理をまかされる」
- ・「納税証明はe-Taxでの交付請求が便利です」
- ・「おうちで作成、ネットで申告 e-Tax」
- ・「主要税法取扱便覧」(平成25年度)
- ・「簡単・便利な、国税ダイレクト方式電子納税」
- ・「ここがポイント！法人税の損金処理」
- ・「いちごプロジェクト」無理なく節電
- ・「復興特別法人税・復興特別法人税のあらまし」(第1章・第2章)
- ・「消費税率引き上げの経過措置と転嫁対策 Q & A」
- ・「従業員の個人住民税は特別徴収して納めましょう」
- ・「会社役員のための確定申告・実務ポイント」(平成25年度)
- ・「消費税のしくみ」(暮らしの税情報・平成25年度版)
- ・「e-Tax ご利用案内」(国税電子申告・納税システム)
- ・「消費税法改正等のお知らせ」
- ・「これは使える、企業減税の早わかりガイド」(平成25年度大改正)
- ・「税制改正のあらまし」(平成26年度・速報版)
- ・「領収書等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました」
- ・「ここがポイント法人税の損金処理」
- ・「消費税率アップ前の準備ガイド」
- ・「これは使える！企業減税の早わかりガイド」

(4) 地域発展活動

(1) 社会貢献活動事業

地域社会貢献活動の一環として実施している古タオル等を各種講演会、研修会の開催の都度に参加者の入場料代わりに持参いただくとともに、会員企業で使用済み古切手・古テレカ並びに古タオル等を収集し、地域福祉や、施設の建設資金、開発途上国の医療援助等さまざまな福祉のために役立てるもの。

- ① 日 平成26年3月27日(月)
贈呈先 東蒲支部 阿賀町社会福祉協議会
贈呈品 古タオル等(450枚)

(2) 節電啓発活動(いちごプロジェクト)

電力需要ピーク時における節電に取り組むため、広く一般も含めた啓発活動を「うちわ」を配布し各支部女性部が主体となり地域行事に併せ展開した。

	配布本数	実施日	行事
新津支部	187本	25・7・26	露店市場
五泉支部	91本	25・8・3	きなせや祭り
村松支部	54本	35・7・26	商工祭り
小須戸支部	32本	25・8・8	うらら小須戸
東蒲支部	36本	25・8・7～9	商工会
計	400本		

(3)社会貢献活動講演会

①「たなばたコンサート」

日 時 平成25年7月6日(土) 午後6時15分～

場 所 新津本町4 割烹「新 森」

<第1部> 「ミニ税務研修会」 講師 杉 本 孝 子 (税理士)

<第2部> 「たなばたコンサート」

演奏者 フルート 平 松 文 子 氏

チェロ 土 佐 美 華 氏

ピアノ 永 井 圭 子 氏

参加者 40名

②「後悔しない治療を受けるための伝え上手な患者になる」

日 時 平成26年3月8日(土) 午後2時00分～

場 所 新津本町4 割烹「新 森」

講 師 平 松 類 氏 (東大宮総合病院眼科科長・医学博士)

参加者 37名

3、共益関係

(1)福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いている。しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって地道ではあるが着実に活動を展開してきた。

(1)法人会福利厚生制度役員懇談会並び連絡協議会の開催

法人会の役員と協力会社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度役員懇談会並びに福利厚生制度連絡協議会を開催した。

① 福利厚生制度役員懇談会

開催日 平成25年5月9日(木) 午後4時45分～

場 所 新津駅前 ホテル「美 好」

②福利厚生制度連絡協議会

開催日 平成25年9月19日(木) 午後4時45分～

場 所 新津駅前 ホテル「美 好」

(2)会員支援事業

(1)会員企業の経理担当者の表彰(25年度通常総会)

会員事業所に勤務する者で、現在経理関係の事務に携わっている者、または、他の範となる指導的立場の者で、毎年4月1日現在で10年以上従事し、当事業所の社長が特に推薦する者を対象に、毎年当法人会の通常総会に表彰行う。

開 催 日 平成25年5月28日(火) (平成25年度通常総会)

場 所 新津本町4 割烹「新 森」

受 賞 者 新津支部 (株)小川組 高野カオル 20年

新津支部 新興タクシー(株) 藤田三千子 19年

新津支部 (有)金沢商会 佐藤康紀 19年

小須戸支部 アルファ建設(株) 坂上 瞳 11年

表彰の主旨 「企業経営にとって、経理と税務は、きわめて大きなウエートを占め全ての原点であることはいまでもありません。経理担当者は、日常地味であります但し企業にとっては最も中枢的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響いたします。このことから、功労顕著な者を表彰しその苦勞に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものであります。」

(2) 会員親睦バスハイキング

会員の活発な交流と親睦を深め、健康増進のためバスハイキングを開催した。

開催日 平成25年6月22日(土)
行き先 「新日本百名山の霊山へ」(福島県伊達市)
参加者 33名

(3) 会員親睦スポーツ大会(第16回支部対抗会員レクリエーション)

会員の活発な交流と親睦を深めるためのスポーツ大会を開催した。

開催日 平成25年9月28日(土)
場所 秋葉区新津「新津カントリークラブ」
参加者 36名

(3) 会員増強推進 (所管法人数—1, 696 ・ 加入率—47.76%)

支部名	期首会員数	期中加入	期中退会	期末会員数	増減
新津	380	4	4	380	0
五泉	190	2	6	186	△4
村松	112	0	3	109	△3
小須戸	65	1	1	65	0
東蒲	74	0	4	70	△4
合計	821	7	18	810	△11

会員増強については経済状況の悪化が依然として続いており、廃業の増加など、会員の減少に歯止めがかからない状態であるが、今年度の会員増強運動は公益法人制度改革に向けて、会員増強を図るために「正副会長(各支部長)会議」において鋭意協議を重ね、各支部役員活動に会員増強の意義を浸透させ会員増強運動を展開しているとともに、税務当局・税理士会・保険会社三社等のご協力を要請した。

組織の充実・強化

- ① 新設法人データーの活用
- ② 決算期別説明会での未加入法人へのPRを行い、加入を促進する。
- ③ ポスターによるPR

元プロテニスの杉山愛選手を起用し、キャッチフレーズを「税に強くなるう。私たちは法人会です。」を役員企業に配布並びに各種法人会行事の会場に貼り出しPRをした。